■令和５年度 専門家派遣に係る事業一覧

1. 経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）事業

（1）一般型

［内　容］小規模事業者が直面する専門的な技術や技能に係わる諸問題について対応
［対　象］小規模事業者
　　卸売・小売・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は常用の従業員が5名
　　以下、製造・その他の業種は常用の従業員が20名以下の企業
［費　用］有料（派遣に際して費用の1/3を事業者が負担）
［回　数］1事業者につき3回まで

（2）施策推進特別枠

［内　容］「やまぐち未来維新プラン」の推進に寄与する相談や国の制度改正等に伴う相談について対応
［対　象］小規模事業者
［費　用］無料
［回　数］原則1テーマ1回のみを対象とする

（3）マイスター派遣制度「やまぐち匠の技・伝承事業」

［内　容］マイスター等を派遣し、技術や技能面に特化した事業者の支援を行う
［対　象］中小・小規模事業者
［費　用］「山口マイスター」（県委託事業）
　　・マイスター派遣に要する利用者負担なし（材料費は助成限度額あり）
　　・1事業者の利用回数制限なし（但し、予算上限に達し次第受付終了）
　　「ものづくりマイスター」（国委託事業）
　　・令和4年度派遣実績がなく、今年度初回の派遣申込に限り無料（材料費は助成限度額あり）
　　・それ以外の場合は、必要額(謝金、旅費、材料費等)有料
［回　数］予算の上限に達し次第、終了

2. 専門家派遣（特別枠）事業

［内　容］倒産や廃業等の危機回避を図るため、調停士等の専門家派遣や各地の金融機関等との調整を行う
［対　象］2期連続赤字等、通常の専門家派遣の範囲内では経営改善が難しい事業者
［費　用］無料
［回　数］上限なし

3. 小規模企業需要創出事業

（1）計画策定

［内　容］新型コロナウイルスの感染症や物価高騰などの影響により、厳しい経営環境に直面する小規模事業者が、事業の維持発展のため、社会環境の変化を捉え、現状を認識し、ビジネスプランに基づく経営の促進を図る
［対　象］小規模事業者等
［費　用］無料
［回　数］1事業者につき3回まで

（2）「DXサポート強化支援」

［内　容］社会環境の変化により消費者ニーズも変化する中、小規模事業者もDXに向けた取り組みが必要となってくるため、事業者に伴走した支援を図る
［対　象］小規模事業者等
［費　用］無料
［回　数］1事業者につき3回まで

4. 制度改正等の課題解決環境整備事業

［内　容］労働法制、税制度、民法等の制度改正等により生じる諸課題への対応や、生産性向上を目指す中小・小規模事業者からの経営相談、各種申請サポート対応等を図る
［対　象］中小・小規模事業者等
［費　用］無料
［回　数］回数制限無し

下関市商工会は
あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所　083-772-0625
豊北町支所　083-782-0147
豊田町支所　083-766-1119
菊川町支所　083-287-0204

会報

下関市商工会　TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第38号
発行日
令和5年6月20日

5月26日通常総代会が開催されました。
上程された議案 は、全て原案のとおり承認可決されました。

国の令和4年度2次補正予算（令和5年度実施）事業

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等の取組を支援。

店舗の改装、機械の購入、ホームページの開設、チラシやカタログの作成、広告の掲載、商談会への出展など様々な目的・用途に活用できます。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （賃金引上げ枠のみ、赤字事業者は3/4）
賃金引上げ枠 卒業枠 後継者支援枠 創業枠	200万円	

※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記の補助上限額に５０万円を上乗せ

締　切：　第13回：2023年 9月 7日まで

経営計画書の作成が必要です。

※小規模事業者…常時使用する従業員数が、商業サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

ものづくり・商業・サービス補助金

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
通常枠	750万円 1,000万円 1,250万円	1/2(※2)
回復型賃上げ・雇用拡大枠		
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円 1,500万円 2,000万円	2/3

(※1)従業員規模により異なる　(※2)小規模事業者・再生事業者は2/3

※上記の他にグローバル市場開拓枠があります。

締　切：　第15次：2023年 7月28日17時まで

高度な経営計画書の作成が必要です。

お問い合わせ先
ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話:050-8880-4053
受付時間:10時～17時(土日・祝日除く)

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等の業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援。

◇インボイス対応に活用可能◇
◇安価なITツールでも利用可能◇
◇補助額は最大４５０万円／者◇
◇補助率は　１／２　～　３／４　◇

通常枠(A・B類型)

生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援。
〔ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費〕

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)

インボイス制度への対応を見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援。安価なITツール導入を支援すべく、補助下限額を撤廃！
〔ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費〕

※デジタル化基盤導入枠には、上記の他に、複数社連携IT導入類型・商流一括インボイス対応類型があります。

セキュリティ対策推進枠

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援。
〔サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)〕

＜今後のスケジュール＞ ※確定しているもののみ

通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠
第3次締切：2023年 7月10日17時まで
第4次締切：2023年 7月31日17時まで

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)
第5次締切：2023年 7月10日17時まで
第6次締切：2023年 7月31日17時まで

それぞれの枠／類型ごとに、補助額・補助率・補助対象経費が異なります。
詳しくはホームページでご確認ください。
☞ https://www.it-hojo.jp

お問い合わせ先
サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター
電話：＜ナビダイヤル＞　0570-666-424
　　＜IP電話用＞　042-303-9749
受付時間：9時30分～17時30分(土日・祝日除く)

目　次

■総代会の報告 ■国の令和４年度２次補正予算（令和５年度実施）事業について ■事務局からのお知らせ	1
■インボイス制度に関する改正について ■全国商工会会員福祉共済について	2
■労働保険年度更新に関するお知らせ ■雇用保険料率について	3
■令和５年度専門家派遣に係る事業一覧	4

お 知 ら せ

- *今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。*
- *年間に２回の発行を予定しています。*

インボイス発行事業者番号（適格請求書発行事業者番号）のご案内

下関市商工会の登録番号は以下のとおりです。

T7250005004155

■事務局からのお知らせ　＜人事異動のご報告＞

●商工会異動者・退職者（令和5年3月31日）

本所	事務局長	江口　祐之	【定年退職】
豊浦町支所	経営指導員	末永　　順	【美祢市商工会 異動】
豊田町支所	記帳専任職員	河口　宣栄	【定年退職】

●採用者（令和5年4月1日）

本所	事務局長	中原　　巌	【山口県央商工会 定年退職】
豊浦町支所	経営指導員	中谷 麻佑子	【山口県商工会連合会】
豊田町支所	記帳専任職員	野中　　彩	【新任】

インボイス制度に関する改正について～ おさえておきたい４つのポイント！ ～

① インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置　～ ２割特例 ～

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の２割を納税額とする**ことができます！ 事前の届出不要！ 申告時に適用するか選択可！（対象となる期間：令和５年10月１日～令和８年９月30日を含む課税期間）

② 少額取引（税込１万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能に！

税込1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！（対象になる方：２年前（基準期間）の課税売上が１億円以下または１年前の上半期（個人は１～６月）の課税売上が５千万円以下の方）（対象となる期間：令和５年10月１日～令和11年９月30日）

③ 税込１万円未満の返品や値引きについて　～返還インボイスの交付が不要に！～

税込１万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！ 振込手数料分を値引処理する場合も対象です！（対象になる方：すべての事業者）（対象となる期間：適用期限はありません。）

④ インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し　～ 登録申請、４月以降でも大丈夫！ ～

【見直し①】**令和５年９月30日まで**に登録申請書を提出した場合は、制度開始日である**令和５年10月１日から登録を受けることが可能**に！

【見直し②】免税事業者が令和５年10月２日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

【見直し③】課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と、翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については、以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

全国商工会会員福祉共済　大切な、商工会会員の皆様だからこそ加入できる特別な共済です！

下関市商工会では、割安な掛金で手厚い補償を実現する『全国商工会会員福祉共済』の普及促進を進めています。当共済は国が認めた補償制度で、商工会会員の皆様だけが加入できる特別な制度です。

▶ご加入できる方

商工会の**会員**とその**家族**、会員企業の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が対象となります。（「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。）

※ただし2022年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下（シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下）の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子　②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫　③配偶者の父母　をいいます。

加入対象者・加入プランは以下のとおりです。

福祉共済のプラン一覧

「けが」の補償（満6歳～80歳*1）	「病気」の補償※（満6歳～74歳*2）	トータル「がん」補償（満6歳～74歳*2）
けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します	疾病による入院、手術等を補償します	がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します
傷害プラン 2,000円コース 傷害プラン 3,000円コース 傷害プラン 4,000円コース （「個人賠償」の補償：他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します）	＋ 医療特約	トータル「がん」プラン
傷害ライトプラン シニア傷害プラン （「個人賠償」の補償は付帯されません）	＋ シニア医療特約	シニアトータル「がん」プラン

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます
*1.継続加入は満85歳まで
*2.継続加入は満80歳まで

傷害プラン（2,000円～4,000円コース）には『**個人賠償責任保険**』が無料付帯されています。日常生活における様々な法律上の賠償事故を補償する保険で、現代では必須の補償です。示談交渉サービスがついていることも大きなポイントとなっています。

個人賠償責任保険でも、支払い事例で多いのが**自転車による事故**です。自転車事故の割合が増加傾向にあり、山口県や下関市では、自転車保険（賠償責任保険）への加入を推奨しています。

『全国商工会会員福祉共済』の個人賠償責任保険は**同居の家族全員**の賠償事故を**1事故2億円まで**補償します。

万が一への備えとして、ぜひご加入をご検討ください。

労働保険年度更新に係るお知らせ

▶年度更新とは

労働保険は、保険年度の当初にその保険年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続きを一括して行うことになっています。これを労働保険の「年度更新」といいます。

▶年度更新期間

令和５年度労働保険の年度更新期間は、**6月1日（木）**から**7月10日（月）**までです。

※ 年度更新の申告書の提出は、労働局や労働基準監督署への郵送、または「**電子申請**」でも可能であり、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

▶労働保険料の納期限

労働保険料		３回分割		
		第1期（全期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	令和５年 ７月１０日	令和５年 １０月３１日	令和６年 １月３１日
	事務組合		令和５年 １１月１４日	令和６年 ２月１４日

※ 個別事業の方は、概算保険料の額が４０万円（労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については２０万円）を超える場合に延納（３回分割）ができます。
事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

令和５年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに、６／1,000 に変更になります。
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は、７／1,000 に変更になります。）

・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き ３.５／1,000 です。
（建設の事業は ４.５／1,000 です。）

＜令和5年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋② 雇用保険料率
一般の事業	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
（令和４年10月～）	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	**7/1,000**	**10.5/1,000**	7/1,000	3.5/1,000	**17.5/1,000**
（令和４年10月～）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	**7/1,000**	**11.5/1,000**	7/1,000	4.5/1,000	**18.5/1,000**
（令和４年10月～）	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和４年10月～令和５年３月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。